

名古屋産業大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

名古屋産業大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、名古屋産業大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 24(2012)年 3 月 31 日の期間で「基準 5」について再評価を申請すること。

総評

学園としての建学の精神に立脚し、大学の建学の精神、更には大学の使命・目的を明確にし、学内外に周知している点は評価できる。ただし、大学の使命・目的に関する表現については、学則及びホームページの表現が異なるため、早急に統一されたい。

教育研究組織については、評議会、教授会、研究科委員会など、学内に必要な各種組織が適切に構成されている。ただし、教養教育については、教養教育を専門に検討するための組織が必要である。

教育課程については、大学の使命・目的及び、学部における育成すべき学生像に立脚した編成方針が立てられ、かつ教育課程が編成されている。ただし、学習目標あるいは、成績評価基準については学則などに明示されたい。また、教養教育に該当する基礎教育科目の卒業要件については、更なる拡充に配慮されたい。

アドミッションポリシーについては、大学ホームページに掲載され、広く受験生などに確認できるようにされているが、募集単位ごとのアドミッションポリシーを明確にすることが望まれる。また、入学者比率が増加している外国人留学生に対する学習支援及び就職支援についても更なる整備を進められたい。

教員については、大学設置基準にて定められている必要専任教員数を常に確保するよう、早期の改善が求められる。また、教育方法の改善などに関する組織的活動についても更なる検討を期待する。

職員の資質向上に関する取組みについては、全体的に概ね適切である。また、ISO14001 教育への取組みは高く評価できる。ただし、職員の人事異動・評価制度などに関する人事システムは十分に整備されているとは言えないので、より公平かつ客観的評価制度を構築されたい。

管理運営については、法人部門及び教学部門それぞれの管理体制は、理事長・学長を中心とした意思決定過程が概ね整備されている。ただし、理事会・教授会、あるいは、法人事務・教学事務など、部門間の横断的連携は十分とは言えない。更に、自己点検・自己評価についても、理事長・学長を責任者とする全学的組織において実施することが望まれる。

学園財政については、消費収支差額構成比率については、一時的であるのか恒常的傾向であるのか、分析し検討する必要があるが、全体としては、特に問題となる関係比率は、消費収支計算書においても貸借対照表においても、見当たらない。財務内容の公開につい

ては、法人及び大学についても実施されてきた。

教育研究環境については、図書館の閲覧座席数が大学及び短大の共用としては、十分とは言えない。また、最終授業終了後における図書館学習ができない点についても、早急に検討されたい。更に、バリアフリーが未整備な点についても検討が望まれる。なお、エコ・キャンパスへの取組みは高く評価できるものであり、校地面積・校舎面積については、大学設置基準を満たしている。

社会連携については、図書館の開放、環境経営研究所主催のフォーラムは評価できる。更に、中国における植林活動は、今後も継続されることを切望する。

社会的責務については、組織倫理規程は、概ね整備されているが災害時の危機管理マニュアル、外部資金導入のルール及び不正使用防止の規程など、不十分な点もあるので検討を進められたい。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

学園としての建学の精神「職業教育を通して社会で活躍できる人材の育成」に立脚し、大学の建学の精神を「誠実にして創造性に富み社会人として真に役立つ人材の育成」としている。更に、大学の建学の精神に基づき、大学の使命・目的は「広く教育を与えとともに、専門の学芸を教授研究し、もって人類社会の発展に貢献する人材を養成すること」と明確にされている。

大学の使命・目的に関する表現は、学則と大学ホームページとで大きく異なっているため早急に統一されたい。なお、建学の精神及び大学の使命・目的については入学式における理事長・学長挨拶、あるいは大学ホームページなど学内外に周知されている。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の組織は、学部、研究科とともに比較的小規模な大学でありながら、評議会、教授会、研究科委員会、学部運営委員会、各種委員会、附属機関が、大学の目的を達成するための組織として整備されている。研究科委員会、教授会、教育研究支援委員会、情報センター運営委員会、図書委員会のそれぞれの運営責任者が集合する定例の会議体の設置など、情報の伝達方法について検討する余地があるものの、各組織は相互に適切な関連性が

保たれている。

教養教育については、1年次から少人数制の必修科目が設置されており、指導教員が指導にあっている。しかし、教養教育の改善・検討については教務委員会と各学科内の専門領域の教員が担当しているものの、教養教育を専門に扱う組織上の措置がとられていない。

学内意思決定機関としての評議会、審議機関としての研究科委員会、教授会があり、審議事項は学科会議や各種委員会で検討されたうえで決定している。事実上機能していない委員会や活発ではない委員会が存在している点は見直すことが望まれるが、教育方針などは、教務委員会、学科会議、教授会を経て評議会で意思決定を行うプロセスが確立しており、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう組織と意思決定過程が整備されている。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・教育目的、及び、学部における育成すべき学生像に立脚した教育課程の編成方針が立てられ、この方針に従い、教育課程が適切に編成されている。今後、教育目的を達成するための目安としての教育目標を学部・学科、研究科ごとに設定されること、また、学習目標の設定をはじめ、成績評価基準の設定、教育方法の改善などに関して、議論などが組織的に実践されることが望まれる。

教育課程は、教養教育の両学科共通科目として「基礎教育科目」「専門基礎教育科目」が開設されている。専門教育科目は、1年次から4年次までゼミナールが必修科目として置かれ、環境情報ビジネス学科・人間環境マネジメント学科とも、編成方針に即して、それぞれの学科ごとに3つの領域に区分され、学年進行とともに適切な科目が、必修科目と必要単位数を指定して、開設されている。しかし、履修登録の上限が定められているが再履修を除いていること、授業の方法と内容などについてはシラバスに記載されているが「達成目標」の項がないこと、編入学において卒業単位の2分の1を超える単位認定を行っている点については、今後見直されることを期待する。

授業期間は適切に確保され、年間の学事予定や授業日も明示されている。

【改善を要する点】

・学部・学科の教育目的が、学則などに定められていない点について、改善が必要である。

【参考意見】

・学部と大学院の成績評価基準を、学則などに明記されることを期待する。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学のアドミッションポリシーについては、ホームページに掲載し、誰もが容易に確認できるようにしているものの、募集単位ごとのアドミッションポリシーが明示されていない。

学生への学習支援体制については、1 年次から 4 年次まで少人数制のゼミナールを必修化し、指導・助言を行っている。ゼミナールの研修費用の補助も行っている。また、「学びの支援室」を設置し、学生の事情に応じた学習支援を行っており、学生に対する学習支援体制の整備に努力している。しかしながら、学習支援に対する学生の意見を収集して、大学運営に反映させる仕組みが整備されていない。

学生サービス体制については、学生課を中心にして、厚生補導、奨学金、課外活動、学生相談業務が整備されている。学内報奨・奨学制度が整備されており、学外の奨学制度の利用など経済的な支援も行っている。また、ゼミナール担当者が保護者から直接相談を受ける教育懇談会を年 1 回開催している。経済的な支援として、自宅外通学の学生に対して住居費補助を行っている。外部委託の心理カウンセリングの専門家による学生相談室や、非常勤の中国人職員による留学生相談室を設置するなど、整備に努力している。ただし、学生サービスを改善する仕組みについては、学生の意見を汲上げるシステムが整備されているが、学生の満足度向上を意識した運営に結びついていない。

就職・進学支援などについては、就職課を中心にインターンシップを含めた指導、支援の体制が整備されている。今後は、インターンシップを有効に機能させる方策を講じるとともに、就職を希望せずに卒業する学生や増加する留学生に対する就職支援体制を強化する必要がある。

【優れた点】

- ・経済的な支援として、自宅外通学の学生に対して住居費補助を行っている点は高く評価できる。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしていない。

【判定理由】

現在の専任教員数は、設置基準で定める必要専任教員数を下回っている。この欠員数は、人間環境マネジメント学科が完成年度であった平成 19(2007)年度は 4 人、平成 20(2008)年度は 3 人である。したがって、この欠員は、やむを得ない事情による一時的な欠員とは認められない。

人間環境マネジメント学科の募集を停止し、1学部1学科に改組する計画が予定され、この計画の中で、欠員を解消することが検討されているが、採用計画もないことから、必要専任教員数の改善を強く要する。教授数は基準を満たしている。必修のゼミナールの一部を専任講師が担当しているが、必修の主要授業科目のほとんどは専任教授または准教授が担当している。

専門教育科目では専任・兼任のバランスがとれているが、教養教育に該当する「基礎教育科目」は兼任教員の割合が高い。教員の年齢バランスは高齢に偏っている。

教員の採用と昇進については、方針に基づいて規程が定められ、運用されている。しかし、教員の採用が公募で行われてない。教員の採用と昇任において、更に明確な基準を設けることが望まれる。

教員の1週間当たりの教育担当時間数は適当であるが、大学院の担当時間を加算した、過度の負担への対応について検討が必要である。教員間の教育担当時間数のバランスにも配慮されたい。研究費などは適切に配分されている。

FD(Faculty Development)は、組織的に取組まれることが必要である。学生による授業評価アンケートは行われているが、FDは休止状態である。教員の教育研究活動を活性化するために、FDの総合的な体制を整える点について、改善が必要である。

専任教員数が大学設置基準を下回っており、また、FDが組織的に取組まれているとは認められない。

【改善を要する点】

- ・現在の専任教員数は、設置基準で定める必要専任教員数を下回っている。設置基準上必要専任教員数が38人であるが、専任教員数は35人であり、3人不足している点について、改善が必要である。
- ・平成17(2005)年以降、FD委員会が活動休止の状態になっている。授業評価アンケート実施だけでなく、FDが、社会変化や学生ニーズに対応するため、有効に機能するよう体制を整備する点について、改善が必要である。

基準6．職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制及び採用・異動・昇任については、関連する規則に則り、適切に組織され運営されている。職員の人事異動及び評価制度について、より具体的な仕組みの整備が望まれるが、全体的には、事務局各部門間の情報交流・意見交換のための「連絡会」が毎週開催されるなど、円滑な事務運営に努めている。

職員の資質向上のための取組みについては、職位に応じた研修システムなどを含めたより組織的なSD(Staff Development)の取組みが望まれるものの、さまざまな研修が実施されており、特にISO14001教育への組織的な取組みは、大学の特色を打出すものとして評

価できる。

大学の教育研究支援のための事務組織体制については、組織規程に基づいて構築されている。キャリア支援、外部資金の管理運営などについて更なる組織的な充実が望まれるが、全体として教育研究支援及び学生支援に対応している。

【優れた点】

・ISO14001 教育は、新任研修、全体研修、外部研修などが年間を通して計画的に実行されており、環境教育に関する職員の資質向上に取り組む姿勢と実績は、大学の特色を打ち出すものとして高く評価できる。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人経営・教学経営に関する最高責任・最高権限は理事長・理事会にある。その意味において法人諸規程、たとえば現行の「定年規程」「給与規程」「経理規程」「旅費規程」などにみられるように最終決定者は理事長が適正であるが、学校法人は公共性・社会性を有する組織であることを考えれば、これら諸規程において例えば「理事会の審議を経る」などの条文を明記し、それに従った手続きが望まれる。

法人部門及び教学部門それぞれの管理運営体制また理事会・理事長を最高責任者とする組織全体としての制度・意思決定過程は、概ね整備されているが、理事会・教授会、教授会・事務局、更には、法人部門・教学部門などの部門間連携については、更なる検討が必要である。

また、自己点検・評価については、全学的に取り組む必要があり、法人部門及び教学部門を全体的・統一的に点検・評価するためにも学部長を責任者としている現行組織を、理事長及び学長を責任者とする組織に変更することが望まれる。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の収支のバランスは改善され、平成 17(2005)年度以降、消費収入超過の状態を維持している。法人全体については、借入金があるが法人全体の財政基盤を圧迫するものではなく、全体として、大学の教育研究目的を達成するための財政基盤を有している。また、会計処理、会計監査などは適正に行われている。

財務情報はホームページに公開されている。その内容は、法人及び大学の財務内容の公

開も実施されている。公開にあたっては解説などの工夫がなされている。

教育研究を充実させるための外部資金の導入などについては、全学的により積極的に取組まれることが望まれるが、私大経常費補助金、科研費、受託研究などの確保に努めている。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパスについては、校地面積、校舎面積ともに、大学設置基準上に定める基準面積を充足している。学内 LAN によって、教員研究室、教室、事務室の相互にネット環境が整備されている。ただし、図書館の閲覧座席数については、大学と短期大学の共同利用を考慮すると更なる確保が望まれる。また最終授業終了後に図書館で学習することができない現状の見直しも検討を要する。なお、環境センター、太陽光発電装置などを設けてエコ・キャンパスへの取組みを積極的に推進し、教育研究に活用し、大学の特徴を打出す試みとなっている。

バリアフリーの未整備などキャンパスの維持・運営、アメニティの面で一部に課題を残しているが、施設設備の安全性の確保については、適切に行われている。

【優れた点】

- ・環境センター、太陽光発電装置、屋上庭園などエコ・キャンパスへの取組みは、大学の教育研究におけるメインテーマを实践するものとして高く評価できる。

【参考意見】

- ・バリアフリーが未整備な点については、計画的な整備を行うことを期待する。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の物的・人的資源の社会提供については、市民への図書館の開放、環境経営研究所主催によるフォーラム、小・中・高等学校への環境教育などを通して行われている。特に中国モンゴル地区・クブチ砂漠での学生主体の植林活動は学部教育の实践として評価できる。ただし、公開講座の組織的な取組みが弱いこと、特定教員に偏りがある点については、社会貢献を評価する仕組みを検討する必要がある。

企業・他大学との関係については、行政と近隣大学による「大学コンソーシアムせと」

への参加・連携が行われ、環境教育システム構築において産学連携を進めている。
地域社会との協力においては、大学祭と市民祭の同時開催などに取り組んでいる。

【優れた点】

- ・学生主体の植林ボランティアの取組は、大学の教育研究内容とも合致しており、高く評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理については、「個人情報保護に関する規程」「セクシャルハラスメントに関する規程」などを定めて運用されている。ただし、外部資金導入のルールおよび不正使用防止の規程整備が必要である。

危機管理体制の整備については、防火、防犯、情報流出防止、情報ネットワークの危機管理など整備がなされ、機能している。しかし、災害を想定した対策本部の内規はあるものの、事件、事故までを想定した危機管理マニュアルが整備されていない。

大学の教育研究成果は、大学論集、研究所年報、ホームページなどによって学内外に広報されている。特にホームページにおける環境活動の「エコサイト」は、環境教育をメインとする大学の教育研究の特徴をアピールするものとして評価できる。

【優れた点】

- ・ホームページの環境活動に関する「エコサイト」は、大学の特徴をアピールするものとして高く評価できる。

